○点検・評価規程

平成４年９月３日制定

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、北海道医療大学（以下「本学」という。）及び北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校（以下「歯科衛生士専門学校」という。）が自らの理念・目的等を実現するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果に基づく改善を推進することにより、質の向上を図り、教育研究活動等が適切な水準にあることを自らの責任で説明し、証明していく恒常的・継続的プロセス（以下、「内部質保証」という。）を有効に機能させるために必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　点検・評価全学審議会

（点検・評価全学審議会）

第２条　本学に、次の各号に掲げる事項を行い、本学全体の内部質保証の推進について責任を負う組織として点検・評価全学審議会（以下「全学審議会」という。）を置く。

（１）　本学、歯科衛生士専門学校の点検・評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関すること。
（２）　点検・評価の実施に関すること。
（３）　評価委員会の総括に関すること。
（４）　点検・評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。
（５）　卒業生アンケート等に関すること。
（６）　アドバイザリーボードに関すること。
（７）　内部質保証システムの策定に関すること。
（８）　その他点検・評価にかかる総合調整に関すること。

２　全学審議会は、次の各号に掲げる事項について点検・評価を行う。

（１）　理念・目的に関する事項
（２）　内部質保証に関する事項
（３）　教育研究組織に関する事項
（４）　教育課程・学習成果に関する事項
（５）　学生の受け入れに関する事項
（６）　教員・教員組織に関する事項
（７）　学生支援に関する事項
（８）　教育研究等環境に関する事項
（９）　診療及び臨床教育に関する事項
(10)　社会連携・社会貢献に関する事項
(11)　大学運営・財務に関する事項
(12)　その他全学審議会が必要と認める事項

３　前項各号に掲げる事項に係る点検・評価項目は、全学審議会が定める。

４　全学審議会は、第２項に掲げる事項についての点検・評価が適切に行われているかどうかを定期的に検証する役割を担う。

５　全学審議会は、本学の内部質保証に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

（１）　内部質保証に関する方針及び手続の策定に関する事項
（２）　内部質保証のための組織体制の整備及び役割分担に関する事項
（３）　各部局の点検・評価委員会の報告事項を基に、充実した内部質保証を推進するための必要な事項
（４）　その他全学審議会が必要と認める事項

（構成）

第３条　全学審議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（１）　学長
（２）　副学長
（３）　各学部長及び学環長
（４）　各研究科長
（５）　総合図書館長
（６）　大学病院長

（７） 歯科衛生士専門学校長
（８） 予防医療科学センター長
（９） 先端研究推進センター長
(10) 事務局長
(11) その他学長が指名する者
２　全学審議会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができるものとする。
（会長）
第４条　全学審議会に会長を置き、学長をもって充てる。
２　会長は、全学審議会を招集し、その議長となる。
３　会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する全学審議会の委員が職務を代行する。
（議事）
第５条　全学審議会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
２　全学審議会の議事は、出席した委員の３分の２をもって決する。
第３章　点検・評価委員会
（点検・評価委員会）
第６条　全学審議会の下に、次の各号に掲げる点検・評価委員会（以下、「各部局点検・評価委員会」という。）を置く。
（１） 各学部等点検・評価委員会
（２） 各研究科点検・評価委員会
（３） 専門学校点検・評価委員会
（４） 医療機関点検・評価委員会
（５） 附属研究所等点検・評価委員会
（６） 事務局点検・評価委員会
２　各部局点検・評価委員会は全学審議会が定める項目についてそれぞれ点検・評価を行い、当該組織における質保証の取組について責任を負う。
（設置及び運営）
第７条　前条第１項各号の各部局点検・評価委員会は、当該点検・評価実施部局の教授会等において組織される。
２　前項の各部局点検・評価委員会の構成は、当該点検・評価実施部局等に委任する。
（アドバイザリーボード）
第８条　全学審議会の下に、アドバイザリーボードを置く。
２　アドバイザリーボードに関する事項は、全学審議会で定める。
第４章　審査委員会
（審査委員会）
第９条　全学審議会が行う内部質保証に係る諸活動に関して、本学職員からの質疑・異議の申立受理機関として審査委員会を置く。
２　審査委員会は、質疑・異議の申立があった場合は当該事項の資料を収集し、事情の調査を行い、学長にその結果の報告書を提出しなければならない。
３　学長は、審査委員会の報告書を受理後、必要に応じ全学審議会に対し是正措置等を講ずるとともに、その内容を審査委員会に報告する。
（構成）
第10条　審査委員会は、学長の指名した各学部等の本学専任教授若干名の委員をもって構成し、学長が委嘱する。
（委員長）
第11条　審査委員会に委員長を置き、委員の中から学長が委嘱する。
２　委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
３　委員長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名する委員が職務を代行する。
（任期）
第12条　委員長及び委員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。
２　委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第５章　点検・評価の実施及び結果の公表・対応

（点検・評価の実施）
第13条　全学審議会は第２条第３項に定める点検・評価項目について、全学的な観点から点検・評価を実施する。
２　各部局点検・評価委員会は、前項で定められた点検・評価項目について、自ら点検・評価を行い、その結果を全学審議会に報告する。
（改善計画の策定、実施及び報告）
第14条　全学審議会は、前条第１項の点検・評価の結果、改善を要する事項・方法等について学長に改善計画の策定を求め、学長は改善計画書を作成し、それに基づき改善を実施し、その結果を全学審議会に報告する。
２　全学審議会は、前条第２項の報告に基づき、改善を要する事項・方法等について当該評価対象部局に対して改善計画の策定を求め、当該部局の長は改善計画書を作成し、それに基づき改善を実施し、その結果を全学審議会に報告する。
（報告書の作成及び公表）
第15条　全学審議会会長は、第13条の点検・評価の結果並びに第14条の改善計画の策定及び実施状況の概要を報告書として取りまとめ、理事長に報告し、かつ、公表する。

第６章　雑則

（雑則）
第16条　この規程に定めるもののほか、内部質保証の推進に関し必要な事項は、全学審議会が別に定める。
（事務の所管）
第17条　全学審議会の事務は、総務企画課が所管する。
（改廃）
第18条　この規程の改廃は、全学審議会の議を経て、理事会が決定する。

附　則
この規程は、平成４年９月３日から施行する。
附　則
この規程は、平成５年７月14日から施行する。
附　則
この規程は、平成10年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成12年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成13年９月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成16年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成17年７月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成19年７月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成25年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成27年３月23日から施行する。
附　則
この規程は、平成29年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成31年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和８年４月１日から施行する。